

生徒と保護者の皆様へ

東京都立田無工科高等学校
校 長 町 田 康 広

令和 5 年 5 月 8 日からの教育活動について

若葉の候、皆様には益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。平素は本校の教育活動に対し、多大なご理解、ご協力をいただき、ありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症は、令和 5 年 5 月 8 日付けで、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律上の 5 類感染症に移行することとなります。

これに伴い、文部科学省から、「5 類感染症への移行後の学校における新型コロナウイルス感染症対策について（通知）」により、学校等における今後の感染症対策の検討の参考として、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」の改定について通知がありました。

また、学校保健安全法施行規則の一部を改正する省令により、「学校において予防すべき感染症の種類及び出席停止の期間の基準（生徒手帳 p.42）」について、新型コロナウイルス感染症の第二種の感染症への追加及び新型コロナウイルス感染症に係る出席停止の期間の基準が設定されました。

今後の学校における新型コロナウイルス感染症対策については、従来の感染症対策を一律に講じるのではなく、感染状況が落ち着いている平時においては、換気や手洗いといった日常的な対応を継続することが基本となります。「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」を参考に、従来の感染症対策の見直しを行い、生徒が充実した学校生活を送ることができるよう、下記の内容に沿って、実情に応じた対応をまいります。

なお、5 類感染症への移行に伴い、東京都教育委員会が策定した「新型コロナウイルス感染症対策と学校運営におけるガイドライン（都立学校）」は廃止となります。

記

1 令和 5 年 5 月 8 日（月）からの教育活動

(1) 正規の教育課程で実施します。生徒の皆さんは午前 8 時 25 分までに登校してください。

SHR 8 時 25 分・昼休み 12 時 25 分～13 時 10 分・授業終了 15 時 00 分

(2) 部・同好会活動は、東京都教育委員会の運動部及び文化部の「部活動の在り方に関する方針」並びに「部活動に関する総合的なガイドライン」に基づき実施します。

活動時間は平日 2 時間程度、休日は 3 時間程度で行うことを徹底します。休養日は、週当たり 2 日以上（平日は少なくとも 1 日、週休日は少なくとも 1 日）設けます。

詳細は顧問の先生に確認してください。

2 その他

(1) 正しい手洗い、咳エチケット、常時換気等、基本的な感染症対策は継続します。

マスクの着用は求めないことを基本としますが、着脱を強いるものではありません。

(2) ご家庭での健康観察（毎朝の検温、健康状態の確認）のご協力をお願いいたします。

生徒昇降口におけるサーモグラフィによる検温及び手指のアルコール消毒は継続します。

(3) 令和 5 年 5 月 8 日（月）以降、新型コロナウイルス感染症の症状を発症した場合は、医療機関を受診し、その指示に従ってください。感染が確認された場合の出席停止の期間は、「発症した後五日を経過し、かつ、症状が軽快した後一日を経過するまで」を基準とします。

また、これまで運用していた、濃厚接触者としての特定は行われなかったこととなるため、感染が確認されていない状況においては、出席停止の対象とはなりません。

(4) 学校からの連絡手段として、Teams にログイン出来るようにしておいてください。



学校ホームページ



公式 Twitter

お問い合わせ

東京都立田無工科高等学校

副 校 長 近 藤 光

教 務 部 田 中 和 夫

電 話 0 4 2 - 4 6 4 - 2 2 2 5